

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800248号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800112号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年7月から平成8年9月までの標準報酬月額については、30万円から38万円とする。

平成7年7月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成8年10月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成9年1月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年1月から同年6月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成9年1月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年1月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年7月1日から平成9年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、私自身が保管している給与明

細書と相違しているので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間について、A社に係るオンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、請求者が主張する38万円と記録されていたところ、同年4月19日付けで、平成7年の定時決定の記録が取消され、同年7月1日に遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる全員（事業主を含む。）が、平成8年4月19日付けで、遡って標準報酬月額の減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、当該事実について、A社の事業主は既に亡くなっており、確認できないものの、請求期間の前後に同社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、照会可能な5名に照会したところ、回答のあった者のうちの一人は、請求期間当時、同社の業績は悪かった旨陳述している。

加えて、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た38万円であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年4月19日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考へ難く、請求者について平成7年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間のうち平成7年7月1日から平成8年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

2 請求期間のうち平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は32万円と記録されているが、請求者から提出された給与明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、上記給与明細書により、請求者は請求期間のうち平成8年10月1日から平成9年1月1日までの期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額32万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における請求期間のうち平成8年10月1日から平成9年1月1日までの標準報酬月額に係る記録を、38万円に訂正することが必要である。

なお、平成8年10月1日から平成9年1月1日までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち平成9年1月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者の当該期間における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成9年1月から同年6月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800237号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800111号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和13年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和30年8月10日から昭和31年5月頃まで
② 昭和32年8月20日から昭和33年6月頃まで
③ 昭和33年12月28日から昭和34年3月31日まで
④ 昭和35年8月1日から昭和37年3月頃まで

請求期間①について、A社に昭和29年4月1日から昭和31年5月頃まで勤務していたが、同社に係る資格喪失日が昭和30年8月10日となっている。

請求期間②及び③について、C社に昭和31年8月25日から昭和34年3月31日まで継続して勤務していたが、請求期間②及び③の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間④について、D社に昭和35年3月15日から昭和37年3月頃まで勤務していたが、同社に係る資格喪失日が昭和35年8月1日となっている。

調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間①当時の事業主は連絡先が不明である上、同社を吸収合併したとするB社の事業主代理人は、請求者の請求期間①当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間①に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したものの、請求者の請求期間①における勤務及び厚生

年金保険料控除について確認することができない。

- 2 請求期間②及び③について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間②及び③当時の事業主は連絡先が不明である上、同社を買収したとするB社の事業主代理人は、請求者の請求期間②及び③当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②及び③若しくは請求期間②又は③のいずれかに厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したものの、請求者の請求期間②及び③における勤務及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 3 請求期間④について、D社の請求期間④当時の事業主は連絡先が不明である上、E社の事業主は、請求者の請求期間④当時の資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間④に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したものの、請求者の請求期間④における勤務及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①から④までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。